

変形労働制ではなく、せんせいふやそう!

止めよう! 変形労働制 65

「止めよう! 変形労働制」ニュース No.65

全北海道教職員組合

2020.9.15

意向調査に対し、道教委へ申入書を提出

**各職場で、教職員への丁寧な説明と議論を
ふまえるよう周知することなどを求める**

●「手引」にも、条例制定にあたって「まず、各学校で検討」としている

道教委は、「1年単位の变形労働時間制」導入を可能とするための条例制定にあたって、その参考とするための意向調査を、9月9日に、道立学校長と市町村教委教育長あてに通知しました。

その検討の参考資料として道教委が示した、文科省作成の「手引」には、「条例等の整備」について、「①まず、各学校で検討の上、②市町村教育委員会と相談し、③市町村教育委員会の意向を踏まえた都道府県教育委員会において、省令や指針等を踏まえて条例等を整備すること」と、手続きの手順を説明しています。

しかし、道教委の意向調査の通知には、学校の意向について「各学校で検討」することの説明がありません。回答期日は9月24日とされており、学校で丁寧な議論を行う時間も十分ではありません。これでは、管理職のみの判断で回答されかねません。

「1年単位の变形労働時間制」の条例制定は、民間向けの制度では「労使協定」が必要になる、重大な労働条件の変更にあたるもので、すべての教職員への説明と議論をふまえることは必須です。また、重大な労働条件の変更のための手続きであるにもかかわらず、道教組へ事前の打診も情報提供も一切ありませんでした。

●9月14日、道教委へ緊急の申し入れ

このような乱暴な手続きをもとに条例制定の判断がなされることがあってはなりません。道教組は、道高教組とともに、9月14日に、道教委へ緊急の申し入れを行いました。

意向調査にあたって、全教職員への丁寧な説明と議論をふまえるよう周知するとともに、今後は、このような労働条件に関わる問題について、通知をする前に組合と協議を行うことを求めました。

各職場で、教職員への丁寧な説明と議論をふまえた意向調査の回答がなされているか、緊急アンケートを実施しています。アンケートにより説明や議論が不十分であると判明すれば、再度の意向調査を実施するなどの改善を求めています。ぜひ、ご協力ください。



「1年単位の变形労働時間制」緊急アンケートへご協力ください
下記のURLまたは右のQRコードからご回答ください。(10月2日締め切りです)

<https://forms.gle/hh3Y55UBTdidHULf8>

